

「提言」についての検討資料

提言の構成

はじめに

- 1 産業振興基本条例とは何か

- 2 新宿のまちと産業
 - (1) 新宿のまちのすがた
 - ・ 新宿区の人口

 - (2) 新宿の産業
 - ・ 新宿区の商店街
 - ・ 新宿区の地場産業
 - ・ 新宿区の産業振興施策

- 3 (仮称) 新宿区産業振興基本条例についての基本的視点

- 4 (仮称) 新宿区産業振興基本条例素案
 - (1) 関連図
 - (2) 逐条解説

- 5 各委員コメント

おわりに

資料編

はじめに

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会は、平成 21 年 10 月に設置され、産業振興に関する区の基本的考え方を示す(仮称)新宿区産業振興基本条例の制定に向けた検討を行ってきました。

新宿区では、基本構想の中で、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」をめざすまちの姿とし、これを産業振興面で実現していくため、総合計画の個別目標として、「新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち」を掲げています。また、区は平成 20 年 3 月に産業振興の「ビジョン」と「戦略」を示す「新宿区産業振興プラン」を策定し、中小企業支援、商店街活性化支援、文化創造産業支援などの施策を実施しています。

(仮称)新宿区産業振興基本条例は、こうした産業振興施策を持続的、体系的に実施し、区をはじめとする区内産業の担い手のそれぞれの役割を明確化し、地域経済の活性化を実現していくための指針となるものです。本懇談会は、区民・企業・学識経験者・商店会・産業経済団体・金融機関等からなる委員 13 名で構成し、産業振興の方向性、産業の位置づけ、産業が活性化するための環境など様々な視点から、幅広い議論を行い、条例に盛り込むべき事項について検討を重ねてきました。

このたび、本懇談会での検討を踏まえ、(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する考えを提言として取りまとめましたので、ここに新宿区長に提出いたします。

平成 22 年 8 月

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会
会長 植田 浩史

1 産業振興基本条例とは何か

ここでは、条例制定の意義、条例の役割について考えます。
条例が地域にとってどんな役割を持つのか、条例制定によってどんな効果が
図られるのかについて記載します。

産業とは

区民の生活に密接に関わるもの。産業によって生み出された財やモノ、
サービスによって区民の生活が成り立っている。

(仮称)新宿区産業振興基本条例とは

区の産業振興に関する基本的考え方や、施策を実施するうえでの指針と
なるもの。理念条例であり、施策の実施や規制を課したりするなどの具
体性を持つ内容の条例ではない

条例を制定する目的

- ・ 地域産業の活性化を図ること
（その背景には、地域社会の発展、区民生活の向上）
- ・ 区の産業振興に対する姿勢の一貫性を担保するもの

条例の役割

- ・ 区の産業振興に関する考え方を、地域の産業に対して理解してもらう
- ・ 区が、地域の産業を振興することを、区の内部に対して明確にする
区の内部の意識改革を促す

そして、地域の産業の現状は地域ごとに異なるため、条例の制定にあたっては、
地域の現状を知る必要があります。

2 新宿のまちと産業 へ

2 新宿のまちと産業

条例を考えていくうえで、地域の現状を知るために、新宿区の概要について述べていきます。

新宿のまちのすがた

- ・新宿区の人口

新宿の産業

- ・新宿区の商店街
- ・新宿区の地場産業
- ・新宿区の産業振興施策

新宿の特色

多様性

新宿の課題

3 (仮称)新宿区産業振興基本条例についての基本的視点

1章と2章で述べた条例の役割や新宿区の現状を踏まえ、実際の条例素案を作る際の基本的な事項について考えます。

1 創意工夫及び自助努力に基づく取組みの支援

2 各主体の役割

3 時代の変化に対応(新たな産業、産業の担い手)

4 情報の収集と発信

5 人材の育成

6 創業の支援

7 連携やネットワーク作り

8 条例制定後について考える

4 (仮称)新宿区産業振興基本条例素案

条例素案について述べていきます。

関連図 (資料 参照)

逐条解説

5 各委員のコメント

- ・テーマ：条例制定への思い、懇談会に参加して 等
- ・各委員 200～250 字程度

おわりに

資料編